

## ○八重瀬町景観条例

(平成 26 年 3 月 5 日条例第 10 号)

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、八重瀬町(以下「町」という。)の良好な景観の形成に関する必要な事項及び景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の定義によるもののほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 良好な景観の形成 良好な景観を保全し、又は創造することをいう。
- (2) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (3) 建築物 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (4) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

### (基本理念)

第 3 条 町の重要な景観要素である自然景観及び歴史・文化的景観を主眼におきつつ、良好な景観を保全、創出、再生し、次世代へより良い形で引き継ぎ、観光・文化、潤いのある豊かなまちとして、良好な景観形成を行わなければならない。

### (町の責務)

第 4 条 町は、法及び前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、地域の自然的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (町民の責務)

第 5 条 町民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国、県又は町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

### (事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、自らの行為が良好な景観の形成に影響を与えるものであると認識し、良好な景観の形成に積極的に努め、国、県又は町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

### (景観計画の策定)

第 7 条 町長は、法第 8 条第 1 項に規定する良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

(景観形成重点地区の指定)

第8条 町長は、景観計画に、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める土地の区域を景観形成重点地区として定めることができる。

(景観形成重点地区における景観づくりの推進)

第9条 町長は、前条の重点地区において特に重要な地区については、都市計画における景観地区及び準景観地区として定めるよう努めるものとする。

2 町長は、前項の重点地区の景観づくりの推進に当たっては、都市計画をはじめ、関係部門との連携を密にし、施策を開拓するよう努めなければならない。

3 町長は、重点地区において、特に重要な地区に対しては、景観計画で定めた方針の実現又は町民等の活動に資するため、技術的な支援を行い、及びこれに要する費用の全部又は一部を助成することができる。

(事前協議)

第10条 景観計画区域内において、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、当該届出に先立ち、当該行為について町長に対して協議を求めることができる。

2 町長は、前項に規定する協議を行うに際して、行為者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(届出を要する行為)

第11条 法第16条第1項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより町長に届出なければならない。

2 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更及び盛土の堆積で、当該行為にかかる土地の面積が、1,000 平方メートルを超える場合
- (2) 屋外における土石、再生資源その他物件の集積又は貯蔵で、その集積又は貯蔵の高さが 4 メートルを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が 500 平方メートルを超える場合

(届出及び勧告等の適用除外)

第12条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号の届出を要する行為で、規則で定めるもの
- (2) 通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為で規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は同項第2号の届出を要する行為とする。

(助言及び指導)

第 14 条 町長は、行為の届出又は変更があった場合において、当該届出にかかる行為が景観計画に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導するものとする。

(勧告、命令及び公表)

第 15 条 町長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告又は法第 17 条第 1 項若しくは同条第 5 項の規定による命令を受けた者がこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(要請)

第 16 条 町長は、景観計画区域内の建築物、工作物、農地、空地等が、景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るように要請することができる。

(景観重要建造物の指定の手続)

第 17 条 町長は、法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物(以下「景観重要建造物」という。)の指定をしようとするときは、同条第 2 項の規定によるもののほか、あらかじめ、第 26 条第 1 項に規定する八重瀬町景観委員会の意見を聴くものとする。

2 町長は、前項の景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前 2 項の規定は、法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の原状回復命令等の手続)

第 18 条 町長は、法第 23 条第 1 項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、第 26 条第 1 項に規定する八重瀬町景観委員会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第 19 条 法第 25 条第 2 項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の外観の保持に努めること。
- (2) 景観重要建造物に消火器その他の消化設備を設置し、防災上必要な措置を講じること。
- (3) 景観重要建造物の焼失を防ぐため、その敷地、構造又は建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため町長が必要と認める措置を講じること。

(景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告の手続)

第 20 条 町長は、法第 26 条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、第 26 条第 1 項に規定する八重瀬町景観委員会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の指定の手続)

第 21 条 町長は、法第 28 条第 1 項の規定による景観重要樹木(以下「景観重要樹木」という。)の指定をしようとするときは、同条第 2 項の規定によるもののほか、あらかじめ、第 26 条第 1 項に規定する八重瀬町景観委員会の意見を聴くものとする。

2 町長は、前項の景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前 2 項の規定は、法第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の原状回復命令等の手続)

第 22 条 町長は、法第 32 条第 1 項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、第 26 条第 1 項に規定する八重瀬町景観委員会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第 23 条 法第 33 条第 2 項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐための措置を講じること。
- (3) 景観重要樹木の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため町長が必要と認める措置を講じること。

(景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告の手続)

第 24 条 町長は、法第 34 条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、第 26 条第 1 項に規定する八重瀬町景観委員会の意見を聴かなければならない。

(普及啓発)

第 25 条 町長は、町民及び事業者に対し、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(八重瀬町景観委員会)

第 26 条 町長は、良好な景観の形成を推進するため、八重瀬町景観委員会を設置する。

2 景観委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。